

- コンピュータ労働者にふさわしい賃金で、残業を無くし、健康で文化的な生活を。
- 働く者が幸せになる平和なコンピュータ社会を。

こ ん び ゆ う た

電算労
電算機関連労働組合協議会
〒110-0003
東京都台東区根岸3-25-6
タレット根岸2階
TEL 03(5603)4570
FAX 03(5603)7265
URL <https://www.union-net.or.jp>

新年のごあいさつ
'26年春闘は大幅な賃上げと非正規労働者の待遇改善を！
電算機関連労働組合協議会 議長 畠山仁嗣

新年あけましておめでとうございます。
電算労に結集している組合員の皆さん、2026年が始まりました。

年未年始はどのように過ごされましたか。コロナはニンバス株による感染が収まっています。またインフルエンザも例年と比べ異例の早さで流行しています。組合員の皆さんは体調管理に努め、仕事・生活・組合活動の調和を取るようしてください。

昨年も様々な出来事がありました。気象関連では夏の猛暑、記録的な大雨などがあげられます。政治関連では7月の参議院選挙で自民党と公明党の与党が過半数を失いました。その後、自民党は公明党との連立を解消し、日本維新の会と連立合意しました。自民党総裁選では初の女性総裁が誕生し、なんと総理大臣に就任してしまいました。懸念していましたが予想通り強硬的な姿勢を見せはじめられています。特に安全保障の政策については注視が必要です。また、私達の生活に最も影響を与える物価

高騰は継続しています。海外ではアメリカや韓国で新大統領が就任しました。ロシアによるウクライナ侵攻は今年の2月24日

4年になります。イスラエルとハマスの衝突は一時停戦合意となりましたが先行きは不透明です。昨年も述べましたが戦争は絶対反対です。すべての戦争が停戦でなく終戦となることを願います。

さて、先ほど「私達の生活に最も影響を与える物価高騰は継続」と記しましたが、その原因は様々です。主なものには、異常気象による農作物の不作、ロシアのウクライナ侵攻による両国が主要輸出国である穀物の価格高騰、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化による原油・天然ガスなどエネルギー価格の上昇、円安による輸入品の価格上昇などがあります。その中でもエネルギー価格は電気・ガソリン代だけでなく、あらゆるものの製造や輸送に使われるため全製品の値上げに波及します。また、食料、エネルギー、原材料、鉱物資源などの自給率が低く、大半

を輸入に頼っている日本にとって円安は大きな物価高騰の要因になっています。日本銀行は景気後退リスクがあるため利上げに消極的でしたが、12月19日に利上げを決定しました。

今後の景気動向や外国為替レートを注目していきたいと思えます。以上のような社会状況のなか、私達は生活に直結する電気・ガスといったエネルギー価格、食料、生活用品の値上げという大きな打撃を受けています。私達の生活を守るためには賃上げを獲得するしかありません。

今までの政府は物価高に相応した賃金引き上げが必要と行っていましたが、現政府は賃上げについては民間企業が決定するものと捉え政府が具体的な数値目標を設定することに慎重な姿勢を見せています。しかし私達はそんなことで怯むわけにはいきません。物価上昇分に加えて生活改善分も含めた大幅な賃上げを要求します。日本経済の活性化のために需要を刺激し景気を押し上げるにはGDPの5割以上を占める個人消費の増加が必須だからです。労働環境の

整備や非正規労働者の待遇改善等の要求実現を目指すことも労働組合として求められています。私達組合員の更なる団結が必要なときです。組合員が結集すれば必ず道は開けます。プラス要因もあります。昨年最低賃金が全国的に過去最高の引き上げとなりました。世の中の動きは賃上げに向いています。この動向を追い風として賃上げや諸要求を勝ち取っていきましょう。

電算労の新年のイベントとしては旗開きがあります。参加をきっかけにして、更なる団結を強めていきましょう。





写真提供＝連合通信社

「2024年12月から翌1月にかけてパレスチナを取材しました。70年以上もの不条理な占領が続く中で、「今が一番つらい。パレスチナ人を殺すことが、こんなに軽くなくなってしまった」という嘆きと怒りの声を何度も聞きました。同時に日本政府に対する厳しい批判も受けました。防衛省がイスラエル製の軍事用ドローンを購入しようとしています。イスラエルの兵器が、ガザなどへの攻撃で性能を実証され市場で売り出されてきたのは明白です。それを購入するということは加害への加担そのものです。」

「私たちが払っている年金もイスラエルの軍事企業に投資されています。遠い国のことと思いがちですが、実は私たちの生活と直結していて、自分の意思にかかわらず加担する側に立たされています。今使われている武器や兵器に注ぎ込まれている資金の流れを止めるよう日本政府を動かせるのは、日本に暮らす私たちです。」

「取材を通じて「表現の自由」をどう使うべきかをメディアの一人として考えるようになりました。以前取材したイスラエルの高校の先生は、「23年10月に「この狂気の止めよう」と、虐殺の犠牲になつたガザの赤ちゃんと私たちの写真をSNSに投稿したところ、彼は教師の職を追われ反逆罪で逮捕されました。その後、裁判に訴えて解雇は無効になり起訴も取り下げられました。」

新春インタビュー
人間の尊厳を守る力に
 認定NPO法人 Dialogue for People 副代表
 フォトジャーナリスト 安田 菜津紀 さん

遠くから

PHOTOJUN

見せしめとなり、孤立させられました。今も毎日、彼の元には「国から出て行け」「お前の娘を迫害する」という脅迫が届くそうです。親戚や友人は離れ、それまでの社会生活は営めなくなりました。」

「ガザの停戦の先行きは見通せませんが、あれだけ破壊の限りを尽くされた街が人の住める環境に戻るのには困難を極めるでしょう。復旧・復興だけでは不十分です。国際法違反の占領と、封鎖を終わらせないと、再び同じことが起きます。」

「よって、この不条理の世の中を生きる誰かの「まだ生きよう」という思いを支える可能性があるというのも事実です。」

「遠い日本で「こんなことをして意味があるのか」と問われることがありますが、遠いからこそできる意思表示があります。日本で暮らす私たちには、十分とはいえませんが、「表現の自由」が残されています。その自由を、国の不条理な暴力によって殺された死者たちと向き合い、人間の尊厳を守る力に変えていかなければなりません。」

「そのために私は伝えることでその意思を体現していきたい。そして、さまざまな立場の人たちが少しずつ役割を持ち寄ることで、大きな力になっていきたいと思えます。」

「あまり知られていませんが、ガザの子どもたちは毎年3月に東日本大震災の復興を願って、たこ揚げを続けてきました。震災で被災した方々の遺骨を探す活動をしている、福島県大熊町の木村紀夫さんがそれに呼応し、24年11月にたこ揚げをしました。ガザに住む友人のアマルさんがその映像を見て、「ありがとう。私たちのことをまだ気にかけてくれる人がいるんだね」と返信したのです。その言葉はとても重い。世界の関心が遠のいているから、虐殺が止まらないと感じざるを得ません。」

でも、私たちが意思を示すことによって、

電算労2026春闘アンケートご協力をお願い

電算労の組合員のみならず、職場の周りの電算労組合員以外の方にも声をかけ、みなさんで下記ページのアンケートにご協力ください。

コンピュータの職場で働く人のアンケート
<https://kikimas.net/densanro/answer/?no=23>

アンケート結果は、電算労ホームページで3月に公開します。



CCUの新規事業企画コンテストに多数の応募を！ AIを活用した新規事業企画コンテスト

企業組合コンピュータユニオン（以降、CCUと記す）では、昨年12月1日より「AIを活用した新規事業企画コンテスト」を開始しています。

広くアイデアを募り、組合の活性化を図るため、応募対象者をCCU組合員のみならず、広く電算労傘下組合・支部の組合員の皆さまも対象とさせていただきます。近年のAIの発展は、大規模言語モデルの急速な進化、マルチモーダルAIの台頭など目を見張るものがあり、実社会で“道具”として機能し、開発プラットフォームも充実しつつあります。

CCUにおいてもAIを利用したシステムを通して、これまでにない、AIならではのサービスをユーザに提供すべく、そのノウハウを学習し、新規事業を展開したいと思います。

本コンテストでは、AIで実現可能なことを理解したうえで、社会や業務の課題解決や新しいサー

ビスにつながる事業アイデアの募集です。

ですから、AIの専門的な知識や経験は求めていませんが、AIを「機能」として捉え、事業にどう組み込めるかを説明できる程度の知識は必要になります。

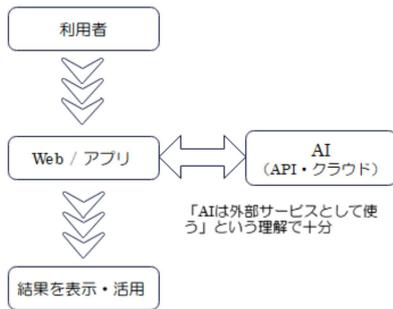
具体的には、

【AIでできること／得意なこと】

- ① 文章生成・要約・翻訳（生成AI）
- ② 質問応答・チャットボット
- ③ 画像・音声の認識や分類
- ④ パターン分析・予測

（需要予測・異常検知）

AIシステムを利用するときの「構成イメージ」



【AIでできないこと／苦手なこと】

- ① 100%正確な判断はできない
- ② 誤情報（ハルシネーション）がある
- ③ 学習データに依存する
- ④ 倫理・法的配慮が必要

（個人情報等）

【AIの代表的な種類（用語のみでOK）】

- ① 生成AI－文章・画像などを作るAI
- ② 機械学習－データから傾向を学ぶAI
- ③ 自然言語処理－言葉を扱うAI
- ④ 画像認識－写真・映像を理解するAI

【AI活用に伴うコスト感・制約】

- ① 利用回数に応じた課金
- ② 初期学習データの準備が必要な場合
- ③ 運用・改善が前提（※）

（※）AIは完成品ではなく、運用しながら精度や使い勝手を高めていくことが必要です。

そのため、導入後の運用・改善を含めた事業設計が必要です。

【不要な知識】

- ① ニューラルネットワークの理論
- ② 数学（線形代数・確率統計）
- ③ Pythonなどのモデル実装
- ④ 自前学習モデル構築

「応募企画に必要なのは「AI力」より「業務理解」と「アイデア」
IT技術者である組合員の皆さまは、

① 現場の業務課題を知っている
② システム化の勘所が分かる
③ 利用者目線を持っている
そこに、「この部分はAIに任せられるのでは？」あるいは「このようなサービスはユーザにとって有用では？」という発想が加われば、十分に評価される企画が可能になります。

AIを活用した式事業企画コンテスト応募要領、他

- 1. AIを活用した新規事業企画コンテスト案内チラシ
- 2. AIを活用した新規事業企画コンテスト 応募要領
- 3. AIを活用した新規事業企画コンテスト 企画例
- 4. AIを活用した新規事業企画コンテスト 【応募例】
- 5. AI開発プラットフォームについて



AIプラットフォームを利用した ユーザ向けAIシステム開発学習会

応募対象者向けに来年、2月から開始の下記学習会を計画しています。受講してぜひ「AIを活用した新規事業企画コンテスト」にご応募ください。詳細が決まり次第、お知らせいたします。

学習会テーマ：AIの基礎知識から、AIプラットフォームでつくるユーザ向けサービスの企画

第1回（AIの基礎と近年の発展）：AIの基本概念、近年の急速な発展、業務への影響を理解する。

第2回（AI開発の基本－データ・モデル・インフラ）：AI開発に必要な技術構成要素を理解する。

第3回（AIプラットフォームの概要とユーザ向けシステムの基本）：AIシステム開発に必要な「プラットフォームの種類・用途・特徴」を理解する。

第4回：AIアプリケーションの設計方法：ユーザ向けAIサービスの「設計」を体系的に理解する。

12月13日、TIME SHARING銀座一丁目会議室にて、11名参加 電算労2025秋の学習会開かれる

去る12月13日、電算労2025秋の学習会がTIME SHARING銀座一丁目会議室にて11名（講師含む）の参加の下、開催されました。

学習会テーマは「労働基準法改正のポイント」労働基準関係法制研究会報告書から、今後の働き方を読み解く」で、講師は電算労顧問弁護士である旬報法律事務所

の佐々木亮弁護士です。11月は講師の佐々木亮弁護士との日程調整がつかず、「秋の学習会」ならぬ「冬の学習会」となりました。

労働基準法改正に向けた厚生労



働省の労働基準関係法制研究会による報告書（以降、「報告書」）が2025年1月8日に公表されました。

この報告書は、2018年の働き方改革関連法、附則第12条に基づく見直しを進めるべく、働き方の多様化（テレワーク、副業・兼業、プラットフォーム労働など）に対応し、現行の労働基準法等の法的枠組みを再構築しようとするものです。

今回の学習会の目的は、報告書の要点を整理し、労働組合としての視点・検討課題を明確にして電算労における2026年度の活動方針・要求事項へ反映させることです。

講演では、1. 労働者性（労基法上の「労働者」該当性）の見直し、2. 事業・事業場（適用単位）の概念、3. 労使コミュニケーション（過半数組合/従業員代表者）、4. 労働時間法制（長時間労働の是正、柔軟な働き方、休息の確保）について話がありました。

労働者性については、①プラットフォーム就労（ウーバーイーツ等）、ラストマイル配送、デジタ



ル労務管理（アプリ・AI・アルゴリズム）により、使用者・労働者の境界が曖昧化しており、誤分類（本来労働者なのに非労働者扱い）を是正する必要がある、②時間・場所の拘束性は「推定要素」に位置付けるが、基本要素として過度に重視しない（オンデマンド型就労に対応）、③IT・アルゴリズムによる指揮命令・進捗管理・評価があれば、指揮監督関係を肯定する、④「諾否の自由」（仕事の受諾可否）を否定的要素として過度に扱わない。諾否の自由がない場合は強い肯定要素とする、⑤経済的依存や交渉力格差を明文

の判断要素に、⑥源泉徴収・労働保険適用は労働者性推定事実とし、禁反言の法理で後からの否定を制限、といった話がありました。日本労働弁護団では、2025

年9月8日に「労働者」について「労働基準法上の『労働者』に関する意見書」を出しています。ここでは、労働者性の推定規定を法律に創設し、立証負担を使用者側へ転換し、判断要素をアップデー

トすべきだと主張しています。事業・事業場（適用単位）の概念については、原則として、事業場単位の適用を維持し、例外的に労働者の合意があり、企業単位で労働条件を定め適切なコミュニケーションがある場合、企業単位・複数事業場単位の手続きも選択肢とする、としています。ただ、その場合、過半数代表の実効性が低下する懸念を指摘されました。

労使コミュニケーションについて、①過半数代表者制度の基盤強化を法改正で明確化、②デロゲーション（最低基準の適用除外）の用語は削除、代わりに「法定基準の調整代替」へ言い換え、③少数労組への支援も必要、といった話がありました。

最大の問題である労働時間法制（高市氏は首相就任早々、上野賢一郎厚生労働相へ「労働時間規制の緩和の検討」を指示）について

は、以下の話がありました。

長時間労働規制については、時間外・休日労働の上限規制後、統計上は緩やかに減少傾向。ただし「見えない労働時間」の増加懸念。報告書では、上限の変更は「施行状況を注視」するに留まり、直ちに強化・緩和の提言なし。テレワークとフレックスについては、部分フレックスタイトム制（特定時間帯の出勤を要し、それ以外は柔軟に）等の改善提案。在宅勤務限定のみなし労働時間制の新設は懸念多数で持ち越し。勤務間インターバルについては、導入促進と義務化を「視野」に入れつつ、法規制強化の検討に留まる（現行は努力義務）

その他、管理監督者、休日規制の強化、つながらない権利、金規制などの話もありました。

講義のあと、質疑応答もありましたが、学習会の要約を作成してサイトに掲載しましたので、そちらをご覧ください。

2025電算労秋の学習会要約



2025電算労秋の学習会要約

12月14(日)、15(月)マホロバマインズ三浦にて16名参加の 労供労組協2025学習会&幹事会開かれる

労供労組協・官製ワーキングプア研究会共催 公務労供学習会三浦開かれる



去る12月14日(日)、15日(月)の1泊2日でマホロバマインズ三浦にて、電算労からの参加4名を含め、16名の参加の下、労供労組協2025学習会&幹事会が開催されました。

学習会のテーマは「公務労供運動の可能性と課題」で、左記の提案及び報告がありました。

①公務労供運動(労供労組協、横山南人事務局長)、②公務における非正規の実態(官製ワーキング

プア研究会、白石孝理理事長)、③板橋区における労働者供給のアプローチ(労供労組協、太田武二副議長)、④公務労供運動の位置付けと期待するところ(労供研究会、橋本秀一座長)

公務労供運動については、労働者供給事業(以降、「労供事業」)について、法的根拠(職業安定法)、労働者供給と労働者派遣の関係、労働者供給事業の位置付け、そして労供事業における社会・労働保険の適用について、といった労供事業の基本的な話から、労供労組協の労供拡大の方針について公務における労供の可能性を追求する「公務労供運動」について、公務における労供事業活用について具体的な提案がありました。

公務における非正規の実態については、1974年当時はほぼ100%正規職員だったが、1980年代から非正規職員が急増し、現在は職場の3分の1程度が非正規になっているという歴史の変遷、会計年度任用職員制度の導入、そして地方自治体の非正規公務員問題は圧倒的に女性が多く、ジェンダー

問題として現れているとの報告がありました。

板橋区における労働者供給のアプローチでは、学校における現業職員の供給契約について教育委員会レベルでは理解を得ているものの、最終契約段階で進展していないとの報告がありました。

労供研究会からは労働市場において労働組合による団体交渉が必要不可欠な存在であり、労働組合の活動は日本の経済社会のあり方を規定する重要な役割を担っている、との労働組合の経済学的意義について話がありました。

そして、公務労供運動については、住民サービスニーズの高まりと定員制約により非正規対応が構造化している中で、コスト削減と労働条件向上の両立が可能となり、自治労・自治労連への働きかけにより突破口となる可能性があるとの、期待を寄せました。

幹事会では、厚生労働省要請について、労供労組協サイトリニューアルについて、そして、冊子「労供・派遣事業の手引き」の改訂についての提案がありました。

労供労組協では、1984年2月の発足以来、一貫して労働者派遣事業に反対(左下QRコード「派遣はダメ! 労供を始めよう」をご参照)しています。

そして、派遣に替わる労働組合による労働者供給事業を労働運動として位置づけ、その拡大を図っています。

今期は労供事業の拡大について、方針に①「派遣」を「供給」に代替することで、官製ワーキングプア解消を図る、②労供事業の活用によるフリーランスの組織化を検討する、を掲げています。

①については、「公務労供運動」称し、官製ワーキングプア研究会、東京公務一般労働組合や労供研究会など、また、電算労顧問弁護士である佐々木亮弁護士にも運動への参加を呼びかけています。

2025学習会&幹事会に先立ち、去る10月26日に官製ワーキングプア研究会との共催で「公務労供学習会」をオンライン開催し、25名が参加しました。

学習会では、「公務領域における労働者供給事業(労供)の

活用」を中心に、現状整理、法制度の位置づけ、派遣から供給への代替戦略、自治体現場の実態、利点・課題、推進体制(プロジェクト)構築までを包括的に議論しました。

公務における労働者供給の活用については、①「労働者派遣」の「労働者供給」への代替、②会計年度任用職員について、会計年度任用時に労働者供給契約(労働協約)を締結、③業務委託の場合、業務遂行にあたり自治体の指揮命令がある場合、偽装請負となり、コンプライアンス遵守の観点から労働者供給契約への切替えを要求④指定管理者については、指定管理者において労働者派遣の利用がある場合、労働者供給への代替、などが考えられます。

詳しくは労運研レポート第137号(左記QRコード)に掲載されていますので、ご参照ください。

「派遣はダメ! 労供を始めよう」

「派遣はダメ! 労供を始めよう」

労運研レポート

労運研レポート

お天気家族



新春

7つの間違い探し

問題 上下の絵には7つの間違いがあります。見比べて探してください。 作・野上和彦



【前回の当選者】

石井孝司、杉本 浩一（関西IT）、佐野衣央里（ソフ
技）、町田史雄、余吾厚史（TW分会） 敬称略

♪ご当選おめでとうございます

応募者数7名、（正解5名、不正解2名）

正解者の当選率100%！！

★ 締め切りは 3月31日 ★

正解者5名に1,000円のQUOカードを進呈！

応募先E-mail : quiz2026@union-net.or.jp

【答え】①ゴールテープの長さ、②走っている左から2人目の人の手、③1位の人の帽子のつば、④1位の人の目、⑤1位の人のズボンの柄、⑥2位の人の靴下の長さ、⑦トラックの側に立つ人の髪

2026電算労旗開きのお知らせ

2026年、年の初めは電算労旗開き！組合運動の始動！！

日時：2026年1月10日（土）、18:30より

場所：組合事務所（Web会議も併設します）

Zoom（短縮URL）<https://bit.ly/4jb5RQ6>

